

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年5月26日
【事業年度】	第28期(自平成21年3月1日至平成22年2月28日)
【会社名】	ソーバル株式会社
【英訳名】	Sobal Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 推津 順一
【本店の所在の場所】	東京都大田区下丸子三丁目25番14号 ソーバルビル
【電話番号】	03-5482-1222(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 経理財務部長 岩崎 恭治
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区下丸子三丁目25番14号 ソーバルビル
【電話番号】	03-5482-1222(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 経理財務部長 岩崎 恭治
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成22年5月25日に提出いたしました第28期(自平成21年3月1日至平成22年2月28日)有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

表紙

提出日

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等

発行済株式

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレートガバナンスの状況

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

(口) 会社の機関・内部統制の内容及び内部統制システムの整備の状況

() 取締役会

() 経営会議及び執行役員制度

() 監査役会

() 内部監査室

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

【表紙】

【提出日】

(訂正前)

平成22年5月26日

(訂正後)

平成22年5月25日

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【発行済株式】

(訂正前)

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成22年2月28日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年5月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,171,900	2,171,900	大阪証券取引所 (JASDAQ市場)	単元株式数100株
計	2,171,900	2,171,900		

(訂正後)

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成22年2月28日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年5月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,171,900	2,171,900	大阪証券取引所 (JASDAQ市場)	単元株式数100株
計	2,171,900	2,171,900		

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

(口) 会社の機関・内部統制の内容及び内部統制システムの整備の状況

() 取締役会

(訂正前)

取締役会は、平成22年5月26日現在、取締役9名によって構成され、毎月定例を1回、都度臨時に開催し、経営の基本的な方針と戦略の決定、並びに業務執行の監督機関として法令または定款及び取締役会規程に定められた事項につき決議を行い、また諸規程に基づき業務上の重要項目の執行につき承認または決定を行います。

(訂正後)

取締役会は、平成22年5月25日現在、取締役9名によって構成され、毎月定例を1回、都度臨時に開催し、経営の基本的な方針と戦略の決定、並びに業務執行の監督機関として法令または定款及び取締役会規程に定められた事項につき決議を行い、また諸規程に基づき業務上の重要項目の執行につき承認または決定を行います。

() 経営会議及び執行役員制度

(訂正前)

当社は、平成16年4月から経営効率と業務執行のスピード化を目的として、執行役員制度を導入し、平成22年5月26日現在、取締役兼執行役員8名、執行役員9名で構成されており、取締役会で決議した事項の執行にあっております。

取締役会を「経営の基本的な方針と戦略の決定、並びに業務執行の監督機関」と位置づけ、経営会議は、執行役員の業務執行に係る重要事項を審議決定し、全社的に意思決定が必要な事項を取締役に付議することにより、経営の効率化を図っております。併せて、組織の統制及び監視を行う機能を有しています。

なお、経営会議は、原則として毎月1回の定例会議を開催し、取締役会及び常勤監査役、並びに執行役員（部門責任者）を常時構成メンバーとし、上記事項のほか、月度単位の予算と実績の差異分析及び各種懸念事項の審議等を行っております。

(訂正後)

当社は、平成16年4月から経営効率と業務執行のスピード化を目的として、執行役員制度を導入し、平成22年5月25日現在、取締役兼執行役員8名、執行役員9名で構成されており、取締役会で決議した事項の執行にあっております。

取締役会を「経営の基本的な方針と戦略の決定、並びに業務執行の監督機関」と位置づけ、経営会議は、執行役員の業務執行に係る重要事項を審議決定し、全社的に意思決定が必要な事項を取締役に付議することにより、経営の効率化を図っております。併せて、組織の統制及び監視を行う機能を有しています。

なお、経営会議は、原則として毎月1回の定例会議を開催し、取締役会及び常勤監査役、並びに執

行役員（部門責任者）を常時構成メンバーとし、上記事項のほか、月度単位の予算と実績の差異分析及び各種懸念事項の審議等を行っております。

（ ） 監査役会

（訂正前）

当社では、定款により監査役及び監査役会を設置することを定め、監査体制の強化を図っております。

監査役会は、平成22年5月26日現在常勤監査役1名、非常勤監査役2名で構成されており、意見交換を行った上で、監査の方針を定めるほか、監査報告書の作成を行っております。

監査役は、監査役会で定められた監査方針に従い、会計監査、業務監査の一環として取締役会への出席だけでなく、経営会議への出席を行い、会社の健全な経営に資するために職務を遂行しております。また、内部監査室、監査法人とは情報及び意見の交換を行い連携を密接にしております。

（訂正後）

当社では、定款により監査役及び監査役会を設置することを定め、監査体制の強化を図っております。

監査役会は、平成22年5月25日現在常勤監査役1名、非常勤監査役2名で構成されており、意見交換を行った上で、監査の方針を定めるほか、監査報告書の作成を行っております。

監査役は、監査役会で定められた監査方針に従い、会計監査、業務監査の一環として取締役会への出席だけでなく、経営会議への出席を行い、会社の健全な経営に資するために職務を遂行しております。また、内部監査室、監査法人とは情報及び意見の交換を行い連携を密接にしております。

（ ） 内部監査室

（訂正前）

内部監査室は、平成22年5月26日現在、内部監査室長1名が担当しており、必要ある場合は、代表取締役社長の承認を得て他の部署の者を監査業務に従事させることができます。内部監査は、代表取締役社長の承認を得た内部監査計画に従って実施しております。内部監査では、経営方針との整合性、経営効率の妥当性の面から、業務改善のため必要な監査及び法令や規定等の遵守状況の監査を行っており、その監査結果を代表取締役社長に報告しております。

（訂正後）

内部監査室は、平成22年5月25日現在、内部監査室長1名が担当しており、必要ある場合は、代表取締役社長の承認を得て他の部署の者を監査業務に従事させることができます。内部監査は、代表取締役社長の承認を得た内部監査計画に従って実施しております。内部監査では、経営方針との整合性、経営効率の妥当性の面から、業務改善のため必要な監査及び法令や規定等の遵守状況の監査を行っており、その監査結果を代表取締役社長に報告しております。

